

新潟県柏崎市ものづくりリーディングカンパニー成長投資助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域経済を牽引する企業の創出と市内経済の好循環を図るため、市内の中小企業者による高い付加価値を生み出す先端設備等の導入や人材開発に対し、柏崎市ものづくりリーディングカンパニー成長投資助成金(以下「助成金」という。)を交付することについて、新潟県柏崎市補助金等交付規則(昭和50年規則第29号。以下「交付規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に規定するものをいう。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、中小企業者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 製造業を主たる事業として営むもの
- (2) 市内に本社又は主たる事業所を有するもの
- (3) 引き続き1年以上事業を営んでいるもの
- (4) 市税を滞納していないもの
- (5) 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号。以下同じ。)に基づく認定先端設備等導入計画に従って先端設備等を取得した者で、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく固定資産税の特例の適用を受けることができるもの

(助成対象)

第4条 助成対象となる事業(以下「助成事業」という。)は、生産性向上特別措置法に基づく認定先端設備等導入計画に従って労働生産性向上の目標を達成するために実施する先端設備等の導入事業であって、当該計画に掲げる各事業年度(計画開始直前の決算から3年を経過するまで間における一事業年度をいう。以下同じ。)において、年3パーセント以上の労働生産性向上を達成したものとする。

(助成金の算定基礎額)

第5条 助成金の算定基礎は、次に掲げる経費とし、各事業年度における期末決算の合計額から前年度期末決算の合計額を差し引いた金額とする。

- (1) 営業利益
- (2) 人件費（退職金を除く。）
- (3) 減価償却費

(助成金の額)

第6条 各事業年度における助成金の額は、前条に規定する算定基礎額の2分の1以内の額とし、30万円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、各事業年度において次の各号に掲げる区分に該当する場合は、当該各号に定める額を前項の助成金の額に加算するものとする。

- (1) 新規雇用確保枠（新卒者（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校を卒業後、1年以内に就職した者をいう。）又はUIターン者（市外から本市への移住者（住所を本市以外に異動しない場合でも、市外に居住していたことが明らかである者を含む。）をいう。雇用開始日において、年齢が35歳未満の者に限る。）を期間の定めがない従業員（1週間の所定労働時間が30時間以上の者に限る。）として雇用し、当該従業員が決算期末に在籍かつ市内に住所を有している場合） 1人につき10万円
- (2) 地域経済循環枠（市内事業者から先端設備等の購入があった場合） 1申請につき5万円

3 一の助成対象者に対する助成金の交付は、同一年度内で100万円を限度とし、予算の範囲内で交付する。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を申請しようとする中小企業者（以下「申請者」という。）は、各事業年度の終了後6か月以内に柏崎市ものづくりリーディングカンパニー成長投資助成金交付申請書兼実績報告書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しな

なければならない。

- (1) 決算書（直近２年間の貸借対照表、損益計算書及び製造原価報告書）の写し
- (2) 従業員台帳及び雇用保険被保険者台帳の写し（前条第２項第１号に該当する場合）
- (3) 先端設備等の支払を証する書類の写し（前条第２項第２号に該当する場合）
- (4) 市内に本社又は主たる事業所を有することを証明する書類（登記簿謄本等）
- (5) 市税完納証明書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（助成金の交付決定及び交付額の確定）

第８条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して助成金の交付を決定するとともに、その額を確定し、柏崎市ものづくりリーディングカンパニー成長投資助成金交付決定通知書兼確定通知書（別記第２号様式）により、速やかに申請者に通知し、助成金を交付するものとする。

（検査等）

第９条 市長は、助成事業者に対し、助成事業の成果及び経理の状況について説明を求め、又は検査を行うことができる。

（その他）

第１０条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成３１年４月１日から施行し、平成３０年６月６日以降に認定した生産性向上特別措置法に基づく認定先端設備等導入計画に係る助成事業に適用する。
- 2 前項の場合において、この要綱の施行前に一事業年度を終了した助成事業に係る第７条の適用は、第７条中「各事業年度の終了後」とあるのは、「この要綱の施行後」とする。

(失効)

3 この要綱は、平成36年9月30日限り、その効力を失う。

(特例措置)

4 令和2年1月1日から同年12月31日までの間に期末決算が到来する事業年度における第4条の規定の適用は、「年3パーセント以上の労働生産性向上」とあるのは、「年1.5パーセント以上の労働生産性向上又は年1.5パーセント以上の給与支給総額（人件費のうち給料、賃金及び役員報酬等を含み、福利厚生費及び法定福利費等は除く。）の増加のいずれか」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。